

## 生徒や教職員の新型コロナウイルスへの感染や感染が疑われるときの対応

### ■ 発熱、倦怠感等、感染症の兆候がある場合は、登校を控えさせる。

#### 【学 校】

##### ○ 発熱を確認した場合

- ・保護者に連絡し、生徒を安全に帰宅させ、症状が無くなるまで自宅で休養させる。公共の交通機関の利用は禁止、教職員が送っていくのも厳禁
- ・保護者の迎えを待つ場合等、学校にとどまる場合は、他者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させる。 別室：小応接室、相談室、会議室

#### 【自宅等】

- 次の症状のうちいずれかでもある場合は、「保健所」や「かかりつけ医師」に相談するよう保護者と共通理解しておく。（「相談・受診の目安」配付）
  - ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている。  
（解熱剤を飲み続けなければならない時を含む）
  - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。  
※基礎疾患等のある生徒は、上の状態が2日程度続く場合

#### 【感染が確認された場合】

- 検査の結果、感染が判明した場合には、医療機関から本人（や保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届け出がなされる。  
学校には、保護者は、感染が判明した旨の連絡をする。
- 保健所が、濃厚接触者の特定等、必要な調査を行うことになるので、協力する。
- 生徒の中に濃厚接触者が特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して、2週間の「出席停止」の措置をとる。

#### 【家族の中に感染者、あるいは感染が疑われる者が出た場合】

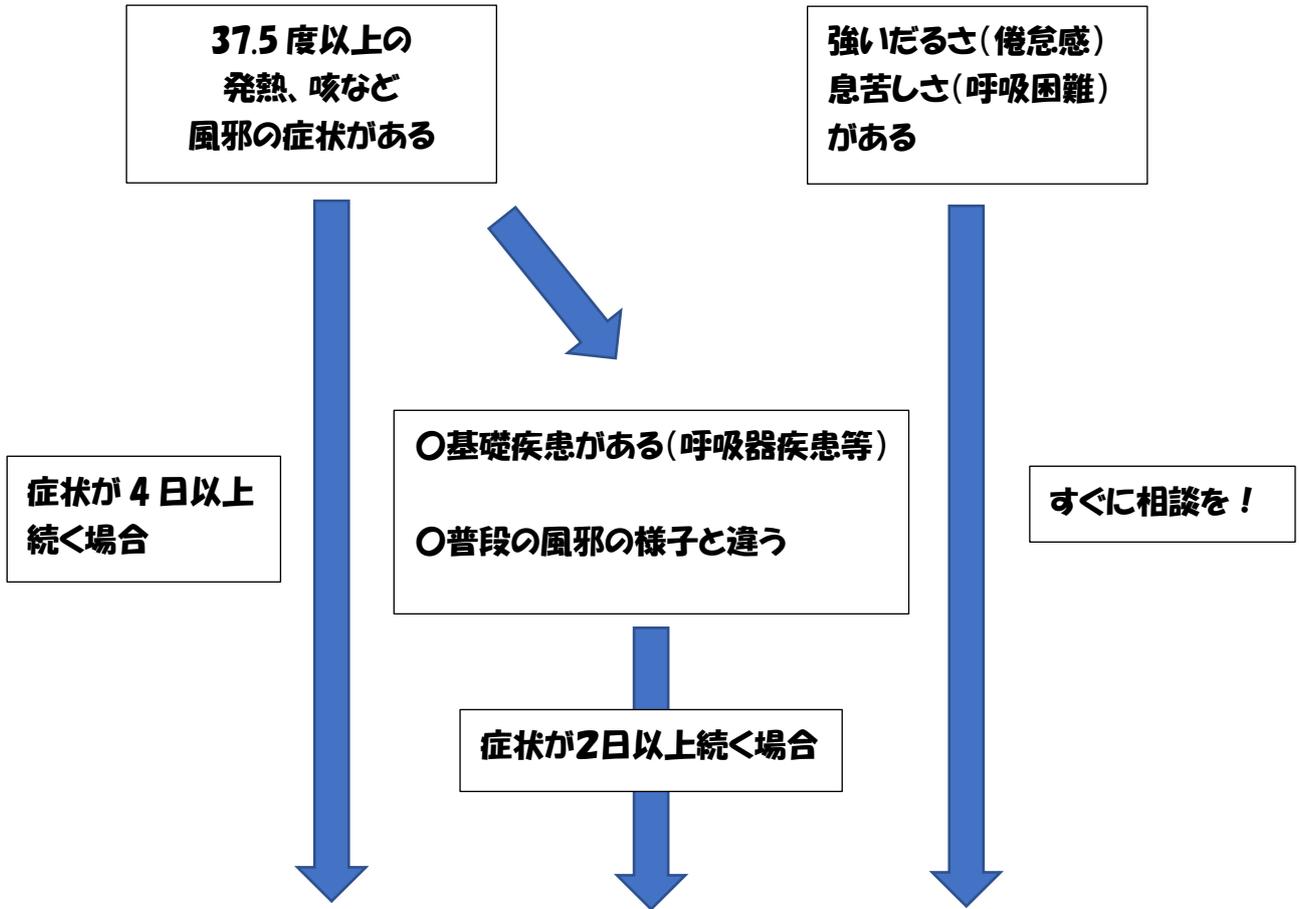
- 学校（担任・所属長）に連絡をするとともに、自宅待機とし、適切な対応をとる。  
※集合住宅（アパート、マンション等）で、居住者に感染があった場合は、自宅待機とする。

以上については教職員も同様とする。

※学校は、学校医、学校薬剤師とも緊密な連絡を取り、情報共有をする。

※「自宅待機、自宅休養」は、「出席停止」の措置とする。

# 相談・受診の目安



## 感染が疑われる方からの相談窓口

医療機関を受診される前に、

**まずは最寄りの保健所に必ず電話でご相談** ください。

**受付時間 9:00~17:00**

**平日** 山口県宇部健康福祉センター 0836-31-3203  
山口県山口健康福祉センター 083-934-2533  
山口県周南健康福祉センター 0834-33-6423  
下関市立下関保健所 083-250-7778  
その他最寄りの保健所

**土日・祝日** 山口県健康増進課 083-933-3502